

注(1) 測 校訂本は「則」だが「測」の誤りか。

2-46-36

国王尚穆の、接貢のため都通事紅秉毅等を派遣するむねの執照(乾隆二十八《一七六三》)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆二十七年冬、業に耳目官馬国器・正議大夫梁焯等を遣わし、表章・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に来たる。已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して、京に赴きて聖禧を叩祝す、等の因、案に在り。今、旧例に遵い、特に都通事紅秉毅⁽¹⁾等を遣わし、官伴・水梢共に八十二員名を率領し、海船一隻に坐駕し、福建に前來して、皇上の勅書並びに欽賜の物件、及び京より回るの貢使馬国器・梁焯、存留通事蔡永胤等を恭接す。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発すべし。

今、王府、礼字第八十五号の半印勘合の執照を給し、存留通事蔡懿⁽²⁾等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行して留難して阻滞するを

得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 紅秉毅⁽³⁾ 人伴四名

在船使者二員 ⁽⁴⁾ 吳永隆 人伴八名

存留通事一員 蔡懿 人伴六名

管船火長・直庫二名 金策⁽⁵⁾ 馬長謀⁽⁶⁾

水梢共に五十八名

右の執照は、存留通事蔡懿等に付し、此れを准す

乾隆二十八年 給す

注(1) (3) 乘 校訂本は「乘」だが「四七〇七」により「秉」とした。

(2) 蔡懿 康熙五十五〜乾隆四十(一七一六〜七五)。久米系蔡氏(儀間家)十四世。儀間親雲上。乾隆二十八年存留通事、三十五年存留都通事、三十九年正議大夫として中国に渡る。四十年、進貢の帰途、福州で没した(『家譜(二)』一六六頁)。

(4) 翁彦博 『宝案』では他に乾隆三十三年の在船使者としても名がみえる。

(5) 金策 濱元親雲上。『宝案』では他に乾隆四十一年、四十七年の朝京都通事として名がみえる。

(6) 馬長謀 『宝案』では他に乾隆三十二年にも直庫として名がみえる。